

令和6年度

新婚生活を応援します！



(結婚新生活支援事業)

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。

事業概要



どのような世帯が対象なの？

次の①～⑤の要件のほか町が定める要件すべてを満たす世帯が対象となります。

- ① ご夫婦共にもしくはどちらか一方がおいらせ町民で令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻届が受理された世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 対象となる新居がおいらせ町内にある世帯
- ⑤ 町内会に加入し地域活性化に協力する世帯 ※他にも要件があります。

どのような費用が対象なの？



新居の住宅費

- ① 新居の購入費
- ② 新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 新居のリフォーム費用

新居への引越費用

- ④ 引越業者や運送業者に支払った引越費用



いくら補助を受けられるの？

夫婦ともに、**29歳以下の世帯**は、上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、**それ以外の世帯**は**上限30万円**です。

申請方法について

- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、右記の担当課へお問い合わせください。
- 制度の概要については、おいらせ町ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。

【お問合せ先】

おいらせ町役場政策推進課 結婚支援担当
TEL：0178-56-4273